

タイトル	無形文化遺産保護条約の概要とその意義
著者	岩崎, まさみ; IWASAKI, Masami
引用	年報新入文学(9): 99(53)-75(77)
発行日	2012-12-20

無形文化遺産保護条約の概要と その意義

岩崎 まさみ

1. はじめに

国際連合の専門機関の一つである教育科学文化機関（United Nations Educational, Scientific and Cultural Organization, UNESCO、以降ユネスコと略す⁽¹⁾）は1972年に採択された「世界遺産条約（Convention Concerning the Protection of the World Cultural and Natural Heritage）」をもとに、世界各地の貴重な自然景観や文化財を人類共通の遺産、一般に知られている「世界遺産」として登録・保護してきた。その業績は高く評価され、「世界遺産」の認知度はそれにつれて高まり、今や「世界遺産」と「ユネスコ」は同義語として認識されるまでに至っている。世界遺産登録制度の知名度は高いが、しかしその一方で様々な問題点が指摘されている。第一の問題は「世界遺産」登録が有形遺産を対象としてきたことから、その登録件数が西欧諸国に偏重していることである。ユネスコはこのことを含めた「世界遺産」を巡る、諸問題の是正を目指す努力を重ねた結果、2003年10月に失われやすい無形文化遺産を保護する目的で「無形文化遺産保護条約（Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage）」の採択に至った。この条約の採択に日本が果たした役割は大きく、

日本政府の積極的な働きかけに加え、締結過程で実際の事務処理を行ったユネスコ本部無形文化遺産保護担当部長は日本人の愛川・フォール紀子氏であり、さらに当時のユネスコ事務局長は日本人である松浦晃一氏であった。

採択から10年が過ぎようとしている「無形文化遺産保護条約」の将来は未知数であり、本条約を締結した各国の政治的思惑も流動的である。かねてから本条約に関心を抱いていた著者は、文化庁の招聘により、2012年6月3日に第3回締結国会議（General Assembly of the States Parties）に先駆けて開催された「第一回専門家フォーラム（The First ICH-Researchers Forum-the implementation of UNESCO's Intangible Heritage Convention）」に出席する機会を与えられた。文化人類学と言う学問領域に席を置き、文化の多様性の実践を命題とする研究者として、そこで語られる事柄に興味をかき立てられ、「無形文化遺産保護条約」の可能性に大いに励まされた。それゆえに、筆者は、一般的には未だ知名度の低い本条約に対する理解を深め、人類が育んできた豊かな文化の多様性を誇り・守る意識を育てる機会として、本条約の理解を広める事が必要であると考えるに至った。その試みの第一歩として、無形文化遺産保護条約に関する基礎的資料の整理を試み、研究ノートとして本稿にまとめる。膨大な資料の整理の第一段階として、本稿では日本語で出版されている著書・論文・資料を中心に、「無形文化遺産保護条約」の採択に至る過程と、採択後から現在に至るまでの進展、さらに日本における現状に注目し、本条約の意義、さらに本条約が抱える課題を検証する。

2. 無形文化遺産保護条約採択に至る背景

2003年の「無形文化遺産保護条約」を語る前に、そもそもユネスコ創立の基本精神とは何かを問う必要がある。その答えは1945年の設立当時に定められた

「ユネスコ憲章 (The Constitution of UNESCO)⁽²⁾」の「前文」に高らかに謳われている。

戦争は人の心の中で生まれるものであるから、人の心の中に平和のとりでを築かなければならない。相互の風習と生活を知らないことは、人類の歴史を通じて世界の諸人民の間に疑惑と不信をおこした共通の原因であり、この疑惑と不信のために、諸人民の不一致があまりにもしばしば戦争となった。

ここに終りを告げた恐るべき大戦争は、人間の尊厳・平等・相互の尊重という民主主義の原理を否認し、これらの原理の代わりに、無知と偏見を通じて人間と人種の不平等という教義をひろめることによって可能にされた戦争であった。

ユネスコ創立には「戦争の無い世界」を構築するための国際協調を訴える基本精神が流れていることを忘れてはならない。本憲章では、世界各地で繰り返される戦争の原因は人々の心の中にあるとし、その根本は人々が相互の文化的差異や価値観を理解せずに、お互いの尊厳を傷つけることにありと明言している。この指摘は昨今、世界各地で起こっている戦争・紛争や、社会不安の根本に、宗教や人種、民族的差異や不理解があることを考えると、ユネスコ創立に向けられた期待の大きさが容易に想像できる。

「前文」はさらに戦争の回避や解決に向けた方策に対して、ユネスコが果たす役割を明らかにしている。

政府の政治的及び経済的取り組みのみに基く平和は、世界の諸人民の、一致した、しかも永続する誠実な支持を確保できる平和ではない。

よって平和は、失われないためには、人類の知的及び精神的連帯の上に築かなければならない。

ユネスコ憲章の前文では、恒久的・永続的な世界平和は政治や経済の上に築かれるのではなく、人々の知性や精神性、さらにそれを通して可能になる人々の集団としての「平和を求める意志」の上に築かれるべきであるとしている。言い換えると、人類が育んできた多様な知性と精神性を基礎として築かれた人類の「文化の多様性」を尊重しない人々の意識こそが戦争を引き起こす要因である。ユネスコは世界平和を阻止しているこれらの意識を取り除き、人々が相互に文化の差異を理解し、その多様性を尊重しあうことを可能にする世界を目指し、それを可能にする多国間の機関としての役割を担っているとしている。

ユネスコ憲章に謳われている基本精神は、明らかに世界平和を目指そうとする人類がもつ「崇高な精神性」を表現している。確かにユネスコのホームページには“Building Peace in the minds of Men and Women”とのスローガンが掲げられ、ユネスコが展開する文化・教育活動にはユネスコ憲章で謳われている世界平和への意識が絶えまなく息づいている。しかしその一方、現実には世界の隅々で武力対立や主義・主張の対立が繰り返され、社会の隅々にはびこる対立と憎悪の連鎖、そしてその結果としての国家間や民族間の争いが絶えまない。これらの対立の現実、皮肉にもユネスコの歴史の様々な局面でみられ、ユネスコが果たす国際機関としての機能に影響を与えてきたと言える。

1943年に創立されたユネスコは教育や文化の分野で、数多くの活動を展開してきたが、その中でも1972年に採択された「世界遺産条約⁽³⁾」は世界の文化遺産や自然遺産の保護・保全に貢献してきた。しかしこの条約の成立過程も国家間政治の駆け引きとは無縁ではなかった。「世界遺産条約」の制定に向けて主導権を握ろうとするアメリカ合衆国と、それとは別に本条約の制定の準備

をしていたユネスコが、本条約制定の最終局面で対立した経緯がある。愛川・フォール（2010）は最終的にアメリカ合衆国を説得したユネスコが、総会において準備した条約草案を提出して、採択にこぎつけた状況の詳細、さらには条文を巡る各国間の議論等を分析し、最終的に自然遺産と文化遺産を統合した形で保護しようとする「世界遺産条約」は「政治的な妥協の結果、便宜的に採用された（2010：13）」と述べている。

「無形文化遺産保護条約」制定の背景には、「世界遺産条約」が採択され、実際に「世界遺産」の登録が行われる過程で発生してきた様々な問題点を是正しようとする意図があったことは多くの研究者によって指摘されている（河野 2004；田中 2009；石田 2009；Aikawa 2004；Aikawa-Faure 2006；愛川・フォール 2010；七海 2012）。世界遺産保護条約の策定の過程では、厳選された世界遺産を国際社会が協力して保護することが想定されていた。しかし条約が発効し、世界遺産の登録が始まると、予想以上の世界文化遺産が申請・登録された。さらに当初あった「文化遺産」と「自然遺産」の2つのカテゴリーの登録件数を比較すると、「文化遺産」が圧倒的多数であり、「自然遺産」の登録件数とのアンバランス現象が起きた。加えて登録された世界遺産を保持する国々がヨーロッパやアメリカを中心とした北半球の国々であるという地域的アンバランスという問題が起きた。

登録件数に見られる課題は、さらに世界遺産の根本を問い直す問題として発展していった。想定以上の文化遺産の登録数に対して、これらの遺産は果たして「顕著な普遍的な価値」を持つかどうかという信頼性の問題が提起された（愛川・フォール 2010）。また地域的な格差の理由として、石などの建造物が多く世界遺産登録される傾向は、明らかに風化が早い木や土などを材料とする建造物には不利であるという根本的な問題があった。それは世界遺産としての「顕著な普遍的な価値」を証明する一つの条件として「真正性」、つまりそのも

のがオリジナルなものであることが重要であることから、風化に耐える素材の建造物は圧倒的に有利である（愛川・フォール 2010；河野 2004）。それらの理由から、有形の文化財を対象とする世界遺産保護条約は、世界地図上に世界遺産登録数として現れる地域格差を生みだした。これらの議論がユネスコや世界遺産保護条約の締結国の間で議論される中から、無形文化遺産の保護を目的とする新たな条約の制定が求められるようになった。

3. 無形文化遺産保護条約について

愛川・フォール氏やスミーツ氏（Smeets）、七海氏など、ユネスコ本部で無形文化遺産保護に関わってきた人々は、無形文化遺産保護条約成立に至る長い道程を振り返り、有形文化遺産の保護と同様に無形文化遺産の保護の必要性に対する意識の高まりが起こり、その意識がユネスコの公式な政策として現れたのが1989年第25回ユネスコ総会において採択された「伝統的文化および民間伝統の保護に関する勧告（Recommendation on the Safeguarding of Traditional Culture and Folklore）」であると述べている（Aikawa 2004；Aikawa-Faure 2006；愛川・フォール 2010；七海 2012；スミーツ 2004）。

ユネスコによる文化・伝統保護に関わるこの勧告が各国に評価されるようになることに加えて、世界的な規模での意識変化が見られた。1990年代に入って、世界的に地域文化の価値の見直しがなされ、1992年の国連リオ地球サミットの「生物の多様性条約」に始まり、1993年の「国際先住民年」、その後の「国連先住民の10年」に至る一連の世界規模の啓発プログラムの結果、各国で先住民文化保護への関心が高まった。学校教育を通して獲得する知識を「科学的知識（Scientific Knowledge）」と称し、その対立項として先住民族の経験的知識を「伝統的知識（Traditional Knowledge）」とする新しい文化概念が語られ

始めたのもこの時期であった。

ユネスコ内外での無形文化保護に対する意識の高まりを背景に、ユネスコは1992年から無形文化遺産保護のためのプログラムの策定に着手し、1993年には「人間国宝 (Living Human Treasures System)」プロジェクト、1997年には「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言 (the Proclamation of Masterpieces of the Oral and Intangible Heritage of Humanity)」プログラムを開始した。これらの経過を経て、ユネスコは無形文化遺産保護を目的とする条約の作成作業を始め、慎重な協議を重ねて、ついに2003年に無形文化遺産保護条約採択として実を結んだ。忘れてならないのは同年2003年に第31回ユネスコ総会において採択された「文化的多様性に関する世界宣言 (UNESCO Universal Declaration on Cultural Heritage) ⁽⁴⁾」であり、この世界宣言が採択された事により、無形文化遺産保護条約の果たす役割がより明確になったと言える (愛川・フォール 2010 ; 七海 2012)。

2003年にユネスコ無形文化遺産保護条約 (Convention for Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage) ⁽⁵⁾ が採択され、世界遺産とは異なる「無形」の文化遺産の保護に向けた努力が始まった。日本政府は国内にすでに「文化財保護法」を持ち、無形文化財の保護・保存に努めてきた先進的な国として、本条約の採択に向けた積極的な役割を果たした ⁽⁶⁾。さらに当時のユネスコ事務局長である松浦晃一氏 ⁽⁷⁾ は日本国内外において無形文化遺産保護の重要性を訴えた事も、同条約採択に向けた重要な要因であった。

無形文化遺産保護条約の全文はインターネットで確認して頂くとして、以下、本条約の概要である。

本条約の目的：

- 1) 無形文化遺産を保護すること、2) 関係のある社会、集団及び個

人の無形文化遺産を尊重することを確保すること、3) 無形文化遺産の重要性及び無形文化遺産を相互に評価することを地域や国内外に広めること、4) 国際的な協力及び援助について規定することである。

「無形文化遺産」の定義：

「慣習、描写、表現、知識及び技術、並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び個人によって自己の文化遺産の一部として認めるもの」としている。

組織：

2年ごとに開催される締結国会議は、本条約の最高機関であり、その下に政府間委員会を設け、政府間委員会において「人類の無形文化遺産の代表的なリスト（代表リスト）」と「緊急に保護する必要がある無形文化遺産のリスト（緊急保護リスト）」の2種類のリストに登録のための審議を行い、その決定を行う。また委員会は条約実施のための運用指示書を作成し、また助言団体を締結国会議に提案するなど、本条約の実質的な運用にあたる。さらに、無形文化遺産の国際的保護の第18条には、委員会の義務として「・・・無形文化遺産を保護するための国家的、小地域的及び地域的な計画、事業及び活動であって、この条約の原則及び目的を最も反映していると判断するものを定期的に選定し促進する」と記すなど、本条約の精神に則った無形文化遺産保護の実例を「ベストプラクティス」として推薦することも義務づけている。これらに加えて無形文化遺産の保護に対する「国際援助」も重要な義務として記されている。

2003年に無形文化遺産保護条約が採択され、その後の2006年4月に本条約の批准国が30カ国に達した時をもって、本条約が発効した。2006年6月には第一

回目の締結国会議が開催され、同年11月には第一回政府間会議が開催されて、24カ国の代表⁽⁸⁾により実質的な運用が始まった。本条約の締結国は2007年には74カ国となり、その後も増え続け2010年には133カ国、現在は145カ国である⁽⁹⁾。締結国の機能的な参加のために、世界を6地区に分けて、それぞれの地域から政府間委員会のメンバー国を選出するなどのルールが設けられている。

4. 日本側からの視点で

無形文化遺産保護条約の草案の段階から中心的役割を果たしてきた日本政府代表団の視点から、上記の数年間の流れを考察することは本条約と日本の関わりや本条約の多面性を理解する上で重要である。特に日本政府は1950年の文化財保護法の制定以来、国内の文化財保存に努めてきたことから、ユネスコによる無形文化財保護条約の制定には積極的であると同時に、すでにある国内法と世界的基準である本条約との整合性を計るという課題を抱えている（宮田 2006；2010a；2010b；七海 2012）。本章では、本条約の策定の初期から関わってきた九州大学大学院の河野俊行氏と東京文化財研究所の宮田繁幸氏の講演、及び論考を中心とし、日本側からの視点で本条約の制定から現在に至る進展、さらに将来に向けた課題などを検証する。

河野俊行氏は2004年沖縄で行われたシンポジウムの基調講演に於いて、無形文化遺産保護条約の成立経緯とその内容について述べている。法学者である河野氏は、専門家会合の一員として本条約の策定に関わり、その立場から本条約を「日本が国際貢献するための大きな武器」と捉えている。その上で、本条約の要点を3つにまとめている。その一つは「世界遺産」が「卓越した普遍的価値」、を評価の基準としている事に対して、無形文化遺産は「多種多様な無形文化遺産が対象になる」としている。つまり「世界遺産登録」では特定の

遺産が価値の高いものとして「格付け」され、河野氏は「エリート主義」と読んでいるが、その一方無形文化遺産登録は「平等主義」であり、無形文化遺産の価値を問う事なく、その多様性を現すことが本条約の目指すものであるとしている。無形文化遺産保護条約に現れている「平等主義」の特徴は、本条約に関わってきた多くの人によって指摘されており、星野氏(2007)は1997年の「人類の口承及び無形遺産に関する傑作の宣言」では件数が制限された事を批判して、本条約への期待として以下のように述べている；

世界各国の無形文化遺産伝承は多岐にわたり、数多くの伝承が存在しているのであり、無形文化遺産条約にもとづく登録リストの作成は、是非出来るだけ多くのものを取り上げられるようにして欲しい。なぜなら、そもそも優劣の区別をする実効性のあるクライテリア作りが困難を極めるものと予想される性格の対象だからだ。

(星野 2007 : 88)

無形文化遺産に対して何らかの「格付け」を行わないとする「平等主義」の立場は、本条約策定に携わった多くの関係者に歓迎され、本条約を最も特徴づける基本的理念となった(愛川・フォール 2010 ; 七海 2012)。

河野氏はさらに、無形文化遺産保護条約の第二の特徴として、無形文化遺産の担い手であるコミュニティーやグループの参画を重要視する点を挙げている(2004)。このことは登録申請書にも反映されており、特定の無形文化遺産の伝承が誰によって行われているかを明らかにすることにより、当該遺産の担い手を特定し、さらに文化伝承活動が現存する人々によって「活きる文化」として伝承されていくことを確約するものである。このことは無形文化遺産の継承に欠かすことのできない要素であり、それゆえに無形文化遺産保護作業に無限

大の可能性を生むものである。

前述の通り、無形文化遺産保護条約の元で登録されるリストは2つあるが、河野氏はその2つである「人類の無形文化遺産の代表的なリスト」と「緊急に保護する必要がある無形文化遺産のリスト」のうち、「危機リスト」が中心的位置をしめるものであり、「代表リスト」は世界に無形文化遺産に対する関心を喚起するためのものであり、二次的なものであると述べている。この意識についても、本条約策定に関わった多くの人々に共有されていたものであり、本条約の目的が「代表リスト」作りではなく、存続が危ぶまれる無形文化遺産を保護するものであることを確認している。

河野氏に加えて、東京文化財研究所の宮田氏も本条約の策定の段階から現在に至るまでの関わりは深く、氏はその立場から、2007年から2012年までの間に4回にわたり、無形文化遺産保護条約に関する論考を発表している。その最初は「無形文化遺産保護における国際的枠組みの形成」(2007)と題して、本条約の策定以前の状況から2003年、第32回ユネスコ総会で本条約が採択され、その2年後の2004年に30カ国の批准国を得て発効に至り、その後2006年の第一回締結国総会がパリで開催され、後に第一回政府間委員会が開催された段階までをまとめている。氏は本条約が規定に従って、30カ国が批准した段階である2006年4月20日に発効したことを、「大方の予想を超えた速さ」と評価している。このことは河野(2004)や愛川・フォール(愛川・フォール2010; Aikawa 2004; Aikawa-Faure 2006)なども指摘しており、「無形文化遺産条約」に対する世界的な関心が高いことの現れであるとしている。

第一回政府間委員会では、主に3つの課題について討論が行われた(宮田2008)。第一に条約の運用の具体的な作業指針(Operational Directives for the implementation of the Convention)であるが、この詳細について各国の意見が交わされたが、しかし本委員会では討論のみに留まり、作業指針の決定

は次回以降に見送られた。第二には条約の実行に関わる助言団体（Advisory assistance to the Intergovernmental Committee）に関して討議が行われたが、これについても結論には至らなかった。さらに人類の無形文化遺産代表リストへの記載基準（Criteria for inscription on the Representative List of the Intangible Cultural Heritage of Humanity）に関しても、ユネスコ事務局から示された原案を検討したものの、次回以降にさらなる検討を要する事となった。

宮田氏は第一回の政府間委員会での議論を振り返り、「具体的な運用に未確定要素が多い」としながらも、本条約は「人類の無形文化遺産の代表リスト」と「緊急に保護する必要がある無形文化遺産リスト」の2種類のリストがあり、これらの運用指針やリスト掲載の基準を明確にしていくことが本条約の機能を決定するとしている⁽¹⁰⁾。それまでの議論の傾向として、「代表リスト」にかんしては、多様な無形文化遺産の形を示すものであるべきとする意見が大勢であり、そのためには年限を区切って代表リストを更新する「サンセットクローズ方式」を採用しようという流れが強いことを指摘している。さらにこれらのリストへの掲載に影響力を持つ助言団体に関しては、そのあり方に対する慎重な検討が必要であるとしている。この背景には、有形の世界遺産の場合には助言機能を果たすべき助言団体が、実際の運用において、政府間委員会の権限を越えた決定権を持ってしまった現状に対する強い不満がある。

第二回目以降の政府間委員会と臨時委員会に出席し、さらにそこでの議論を分析した宮田氏は、第一回目の委員会において、「代表リスト」の掲載の方法として検討された「サンセットクローズ方式」が、後の委員会において「推薦数の制限を設けない累積的なリスト」とする議論が優勢になり、「代表リスト」の掲載方法が「サンセットクローズ方式」から「累計的リスト」へと方向転換して行く変化、そのことが「代表リスト」の性格そのものを変えて行く問題であることを強く指摘している。また第一回政府間委員会で検討された助言団体

のあり方に関しても継続審議が行われ、その結果、「危機リスト」の提案に関しては、委員会の評価前に専門家等による検討を加えるなどの慎重な検討が必要であるとしながらも、「代表リスト」の提案に関しては、政府間委員会内の補助的な役割を果たす機関としての助言団体の位置づけに合意している。第二回政府間委員会では「代表リスト」と「危機リスト」の両方の運用指針を決定し、条約の具体的な運用へ向けた準備が着々と整って行った。これらの進展に対して、宮田氏は2008年の6月には無形文化保護条約の批准国が100カ国を超え、本条約の策定に関わった少数の人々の意図が、後に参加した多数派の意見に圧倒される状況を懸念する記述を残している。

日本における文化財保護の60年の歴史を振り返り、無形文化遺産保護条約との整合性について、宮田氏は以下のように結んでいる：

・・・条約による無形文化遺産保護の視野は、従来の日本の保護制度の枠を大きく超える部分も少なくない。無形文化遺産の範囲や、コミュニティの積極的な役割など、日本の国内的な保護政策にも、示唆に富むものがあるのではなかろうか。

(宮田 2008：11)

本条約の策定の段階から関わり、日本における文化財政策へ及ぼす影響について熟考して政府間委員会の出席を重ねてきた宮田氏は、第6回委員会を「大きく様変わりした」と表現している(2012)。その理由を3つ挙げているが、第一に「代表リスト」に記載するかどうかを審査する手続きの過程で、それまでは「記載」と「不記載」だけであった選択肢に、「情報照会」という分類が加わったことを挙げている。政府間委員会へ助言をする役割を担う補助機関での審議の段階で、情報が十分ではないという理由で「情報照会」として委員会

に挙げられる件数が増えてきたことを指している。つまりそれまでの政府間委員会の作業は、補助機関からの助言にもとづき、代表リストへの「記載」・「不記載」のいずれかを最終的に決定することであったが、第6回委員会では補助機関からの助言の中に、そのいずれでもない「情報照会」という選択が加わった事により、政府間委員会の段階で各国代表が審査対象の案件に対する情報の提供を試みる場面が多くなった。この変化は補助機関の権限がそれまで以上に拡大していることの現れである。さらに宮田氏は、本委員会では議長が補助機関によって「情報照会」とされた申請に対して、補助機関の勧告を尊重する決議へと持ち込む場面が目立ち、その状況に対して違和感を感じたことを記している。

第6回委員会では、申請された案件の「記載」に関わる決定に対して、補助機関がそれまでには無かった「情報照会」という理由を導入してきたことに加えて、「類似性」というさらなる基準を導入した。宮田氏は補助機関の役割は案件の基準との適合性を判断することに限られていたが、第6回委員会ではそれを逸脱して、新たな判断基準の導入による権限の拡大がみられたとしている。その事例は日本政府が申請した「男鹿のナマハゲ」の申請案件を「情報照会」とした理由に現れており、補助機関によると、この案件はすでに「代表リスト」に記載されている「甌島のトシドシ」との類似性があるとされ、それゆえに「情報照会」とされた。「類似性」が「記載」を妨げる理由となることは明らかに、補助機関の権限が強まったことの現れであり、宮田氏は第6回政府間委員会で明らかになった変化であると指摘している。

宮田氏の指摘はこれに留まらず、これまでの委員会における懸案であった年間の審査件数の制限に関する問題にも見られる（2012）。第6回委員会ではユネスコ事務局や補助機関の処理能力の限界などを理由に、「代表リスト」「緊急保護リスト」「ベストプラクティス」「国際援助」のいずれの分野においても、

件数制限が既製事実化していることを指摘している。このことは無形文化保護条約の根本的理念を揺るがすことであり、この傾向が是正されなければ、策定の段階で本条約の基本理念であった「平等主義」は、なんらかの基準を持って「格付け」される制度に取って替わり、それが「エリート主義」として確立していくのにはそれほどの時間がかからないであろう。案件数を制限することは無形文化遺産条約の運用に何らかの「格付け」が行われ、「文化の価値」を計りにかけて順位を決めることを意味している。これはまさに文化の多様性を現すことを目指した本条約の本来の目的から、大きく逸脱したこととなる。

2013年の2月には、これらの一連の変化を反映するかのように日本政府は「和食：日本人の伝統的な食文化」の申請を決定した（宮田2012）。これは日本の文化財保護法によって選定されている案件を無形文化遺産保護条約の「代表リスト」に申請してきた対応とは大きく異なる変化である。これらの変化を捉えて、宮田氏は「岐路に立つ無形文化遺産保護条約」と捉え、今後の展開を注視する必要性を強調している。

5. 「意図しなかった結果」に対して

2003年の無形文化遺産保護条約の採択以来、10年が過ぎようとしている。これまでにみてきたように、本条約は10年という短時間の間に、条約の基本理念までもが問われようとしている。2012年現在、232件のユネスコ無形文化遺産の登録があり、そのうちの半分近くがアジア・太平洋地域にある。さらに登録された無形文化遺産のほとんどが「代表リスト」であり、「緊急保護リスト」は全体の10分の1に満たない。「代表リスト」の登録件数が最も多い国が中国であり、その数は34件と2位の日本の20件を大きく引き離している⁽¹¹⁾。

日本では2001年に傑作宣言の対象となった「能楽」「人形浄瑠璃」「歌舞伎」

の3つは、2008年には無形文化遺産の代表リストに登録された。その後2009年には「秋保の田植え踊り」「チャッキラコ」「題目立」「大日堂舞楽」「雅楽」「早池峰神楽」「日立風流物」「甕島のトシドシ」「小千谷縮・越後上布・新潟県魚沼地方の麻織物の製造技術」「奥能登のあえのこと」「石州半紙：島根県石見地方の製紙」「アイヌ古式舞踊」「京都祇園祭の山鉾行事」が登録され、2010年には「組踊」「結城紬」、2011年には「壬生の花田植」「佐陀神能」が登録され、現在20件が登録されている⁽¹²⁾。これらのいずれもが日本が誇る無形文化遺産であり、人類の共通の文化遺産として継承して行こうとする本条約の意図に反論はないだろう。

世界規模で無形文化遺産の登録数を比較すると、しかしながら、いくつかの「意図しなかった結果」が明らかになってくる。つまり、無形文化遺産登録件数を地域ごとに比較すると、世界遺産登録に見られた地域格差と同様に、その登録件数がアジア太平洋地域に偏っているという問題が見えてくる。このような地域格差という問題に加え、「代表リスト」への登録件数が圧倒的に多い。七海氏（2012）によると、これらの複合的なアンバランスの背景には「持てる国」と「持たざる国」の格差があると言う。つまり無形文化遺産保護の意識が高く、すでに保護制度を備えている国々がアジア・太平洋地域に多く、それらの国々は「代表リスト」を偏重する傾向がある。一方、無形文化遺産を持ちながらも、その保護に対する意識が低い国々がアフリカやラテンアメリカ地域に多く、それらの国々こそが「緊急保護リスト」への登録に意欲を持つと思われていたが、現実ではそれらの国々は保護すべき無形文化遺産を「緊急保護リスト」へ登録するための手順を整えて推薦する段階にまでたどり着けないというのである。存続の危機に瀕している無形文化遺産の保護を緊急に行おうとする本条約の目的を果たすためには、制度の是正が必要である事が明らかである。

無形文化遺産保護条約の根本には、ユネスコ憲章にある「人間の尊厳・平

等・相互の尊重」を具体化した理念として、「人類の文化の多様性」がある。文化の多様性を人類の誇りとするという崇高な目標を掲げた本条約が、早くもその根本にある「平等主義」を見失おうとしている。この傾向は地域社会に対して深刻な問題を二重に引き起こそうとしている。その問題の第一は地域社会が育んできた文化活動を外側から何らかの力をかけていく事によって引き起こされる「避けられない影響」であり、それにより地域社会内部で起きる変化、さらにそれによって起きる地域住民に及ぼす「避けられない影響」である。この変化について、Kuutma (2012) はエストニアのある地域に伝わる the Seto leelo という歌と踊りを伴う伝統的行事が、無形文化遺産に登録されたことの事例を分析して説明している。Kuutmaは無形文化遺産登録の過程において、the Seto leeloの伝承者たち、その他のコミュニティーの成員、登録申請のために関わった研究者たち、エストニア政府、さらに国際社会が複雑に影響を与えている状況を詳細に分析し、無形文化遺産登録の過程でthe Seto leeloの所有権も含む、伝統行事そのもののあり方が変わって行ったことを指定している。本条約の意義を理解するうえで、これらの「避けられない影響」による「避けられない変化」を分析して行く事は不可欠であり、本条約が「意図する結果」が地域社会に十分に活かされるためには、関係者や研究者たちの惜しまない努力が求められる。

第二の問題は上記の「避けられない影響」とは異なり、無形文化保護条約の本質を揺るがす問題を引き起こす可能性を秘めている。それは「代表リスト」登録において、その登録件数を何らかの形で制限しようとする最近の傾向であり、そのことは河野氏が言う「平等主義」が否定されて「エリート主義」に取って替わろうとするものである。この事が引き起こす変化の深刻さは計り知れない。その変化を理解するためには、本条約が対象としている「文化遺産とは何かという問いかけ」に戻る必要がある。

「無形文化遺産保護条約」の中では「文化遺産」を。一般規定の第2条1項において以下のように定義している：

1. 「無形文化遺産」とは、慣習、描写、表現、知識及び技術、並びにそれらに関連する器具、物品、加工品及び文化的空間であって、社会、集団及び場合によっては個人が自己の文化遺産の一部として認めるものをいう。この無形文化遺産は、世代から世代へと伝承され、社会及び集団が自己の環境、自然との相互作用及び歴史に対応して絶えず再現し、かつ、当該社会及び集団に同一性および継続性の認識をあたえることにより、文化の多様性および人類の創造性に対する尊重を助長するものである。この条約の便宜上、無形文化遺産については、既存の人権に関する国際文書並びに社会、集団及び個人間の相互尊重並びに持続可能な開発の要請と両立するものにのみ配慮を払う。

本条約では定義に続く2項において、「無形文化遺産」として認められる具体的分野の5つが示されているが、それらは：1) 口承による伝統及び表現（言語も含む）、2) 芸能、3) 社会的習慣、儀式及び祭礼行事、4) 自然及び万物に関する知識及び慣習、5) 伝統工芸技術である。

第2条定義に於いて示されている「文化」とは、「集団が継承する知識およびその表現であり、自然との関わりにおいて持続的に存続し、個人や集団のアイデンティティーであり、かつ人類の創造性を謳歌するものである」と要約できる。つまり文化の根本には「人々の集団的生活の中に生きる知識」があり、その知識の背景に社会を構成する複合的な集団によって共有されてきた歴史を認

める事が出来る。さらにこの定義に現れる人々の生活は自然環境や精神世界との結びつきが認められ、その結びつきが持続的である。それらを総合した「知識」が特定の人間集団の継続性や同一性、つまり歴史的認識や集団のアイデンティティーの根本となっていると言える。加えて、本条約の定義では、文化を「知識」として捉えるだけに留まらず、それらが表現される分野を明示することにより、本条約が知識の表象としての芸能や儀礼、慣習などを対象としていることを明らかにしている。

本条約の定義にみられるように、「無形文化遺産」を考える時、一般的に特定の「文化」を構成する要因があたかも静止し、さらに画一的であり、その「文化」を継承する集団の構成員にも、ある画一性が見られ、また「文化」が伝承される状況がある時間軸を中心として静止しているかのような捉え方がされる。しかし実際の「無形文化遺産」の継承の場面は複雑であり、そこに関わる人々は複合的な文化知識をダイナミックに変化させつつ、多くの人々がそれぞれの役割を果たすことで継承されている。前述のthe Seto leeloを例にとると、演じられる歌や舞踊を構成する要素は漠然とした知識の集合体ではなく、リーダーと呼ばれる人々が歌う創造的な歌に続いて、他の人々がこの歌と踊りに加わり、夫々が創造的に作り上げて行く「集団的行為」である。Kuutmaはこのプロセスに関わる人々の個人的な創造性、さらにリーダーと呼ばれる人々の歌に対する所有権などが複雑に関わって、この行事が成立することを指摘している。言い換えると現実には、無形文化遺産の継承活動の現場には、「文化」を継承する集団の成員である個人が存在し、それらの個人には固有の役割が課せられている。それらの個人の複合体が集団として「文化活動」のあり様を決定しているのである。文化とは静止したものではなく、瞬時にダイナミックに変化し、その文化活動の担い手である「集団」、さらに「集団」の構成員である「個人」が何らかの「意識的選択」をしつつ伝承活動を行う。つまり文化伝承とは

複数の個人の意識的選択に基づいたダイナミックな活動であると言える。

Kuutmaはthe Seto leeloが無形文化遺産としての指定を受ける過程で、“the individual asset of creative communication”であったものが“the communal Seto property”と変化し、さらに国際社会においてはエストニア国家の文化となったことを指摘している。地域コミュニティの中で個人が意識的選択に基づいて創造的に行っていた活動が、外部からの力、この場合は無形文化遺産登録という影響力が加わることで、その「Seto全体の集団的活動」と変化して行く様子を見る事ができる。ここで「平等主義」の問題に戻って行くが、文化継承を行う地域コミュニティを構成する個人たちが「意識的選択」をする過程で、外部からの力が「エリート主義的力」を持つとしたら、地域に及ぼす影響はさらに大きなものになることは容易に想像できるだろう。その「エリート主義的力」を持つ外部からの影響力の代表的な事例が「世界遺産」であり、それによって生まれた「格差」を避けようとして策定されたのが無形文化遺産保護条約ではなかっただろうか。第二の問題は本条約が「意図しなかった結果」として受け入れるには重大すぎる問題ではないだろうか。無形文化遺産保護条約が目指す「文化の多様性」の成熟には「平等主義」は不可欠である。つまり世界各地に住む人々の集団が育んできた知識である多種多様な文化を尊重して、それぞれの優劣を競うのではなく、それらが多様であることを誇る意識を育てるところこそが本条約の目的である。

筆者は「平等主義」が脅かされうる状況を改善する鍵は、本条約のもう一つの特徴である「コミュニティの参加」にあるのではないだろうかと考える。この点は七海氏も著書の最後の章に課題として挙げている（2012）。無形文化遺産保護条約では「コミュニティの参加」を無くてはならない条件とし、無形文化遺産の保全に「社会、集団、場合によって個人」が関わると表現している。これらのアクターたちが無形文化遺産そのものに命を吹き込み、「生きる

文化」としての活力を与える。さらに言うならば、集団の成員である数多くの個人が「意識的選択」をしながら、新たな価値を付加しつつ、無形文化を創造的に有形に表現して行く。その過程で「多様性」は生まれ、その集合体の特徴ある地域の無形文化となる。無形文化遺産をアクターたちのイーミックな視点から捉え、そのダイナミックな伝承プロセスを観察することから、無形文化遺産保護に必要な「平等性」を見出す必要があるのではないだろうか。

無形文化遺産保護条約はその歩みを始めたに過ぎない。本条約に対する期待が大きい分、その基本理念に則した成長を期待するのは筆者だけではなく、多くの研究者がそれぞれの立場から問題提起をしている。Moghadam & Bagheritari (2007) は本条約の実施において、女性たちの関わりを確実にすることを求め、ユネスコの文化事業の成功を保証するためには、それぞれ段階で女性参加の割合を決めて、各国への義務付けを行うべきであると主張する。また無形文化遺産は特定の集団や個人が特定の所有権や管理権を持っている場合があり、その継承活動に対して国家や国際機関が介入することによる対立が起きる可能性を警告する声もある。(Dolff-Bonekammer 2010)。さらに先住民族が保持する伝統的知識に対する知的所有権の問題は避けて通れない (Hirsch 2010)。これらの多くの課題を視野にとどめつつ、無形文化遺産保護条約が世界平和の達成に貢献する重要な役割を果たしていく事を願って止まない。

(いわさき まさみ・北海学園大学大学院教授)

[文献一覧]

愛川・フォール紀子

2010年『2009年度公開学術講演 文化遺産の「拡大解釈」から「統合的アプローチ」へ—ユネスコの文化政策にみる文化の「意味」と「役割」—』Seijo CGS Working Paper Series No. 4, 成城大学民俗学研究所グローバル研究センター

石田 聖

2009年「世界遺産条約が持つ二つの側面：「制度」と「理念」が抱える課題について」熊本大学社会文化研究7pp. 15-33

河野俊行

2004年「基調講演 無形文化遺産条約の思想と構造—世界遺産条約、日本法との比較に置いて—」「シンポジウム 有形・無形の文化遺産の包括的アプローチ」2004年3月27日沖縄にて開催。

スミーツ・リックス (Smeets Rieks)

2004年「総括講演 無形文化遺産、およびその有形文化遺産・自然遺産との関連性」「シンポジウム 有形・無形の文化遺産の包括的アプローチ」2004年3月27日沖縄にて開催。

田中俊徳

2009年「世界遺産条約におけるグローバル・ストラテジーの運用と課題」『人間と環境』35 (1)、pp. 3-13

宮田繁幸

2006年「日本の無形文化遺産保護と無形文化遺産保護条約」第30回文化財の保護・修復に関する国際研究集会「無形文化遺産の保護—国際協力と日本の役割—」での基調講演、日本文化財研究所にて開催。

2007年「無形文化遺産保護における国際的枠組み形成」『無形文化遺産研究報告第1号』東京文化財研究所 pp. 1-26

2008年「無形文化遺産保護における国際的枠組み形成2」『無形文化遺産研究報告第2号』東京文化財研究所 pp. 1-20

2010a年「実施段階に入った無形文化遺産保護条約」『無形文化遺産研究報告第4号』東京文化財研究所 pp. 1-13

「アジア太平洋における保護措置の現状と課題」2010b年1月14日日本文化財研究所にて開催された無形文化遺産国際研究会での報告。

2012年「岐路に立つ無形文化遺産保護条約」『無形文化遺産研究報告第6号』東

京文化財研究所 pp. 1-19

七海ゆみ子

2012年『無形文化遺産とは何か』彩流社

星野紘

2007年「国際的に動き出した無形文化遺産の保存における課題」『比較民俗研究 21』pp. 77-88

Aikawa, Noriko

2004, “An Historical Overview of the Preparation of the UNESCO International Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage” Museum Vol. 56. 1-2. pp. 137-149

Aikawa-Faure, Noriko

2006, “UNESCO Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage—from its Adoption to the First Meeting of the Intergovernmental Committee” 第30回文化財の保護・修復に関する国際研究集会「無形文化遺産の保護—国際協力と日本の役割—」での基調講演、日本文化財研究所にて開催。

Dolff-Bonekamper, Gabi

2010, “Cultural Heritage and conflict: the view from Europe” Museum Vol. 62 No. 1-2, pp. 14-19

Hirsch, Eric

2010, “Property and Persons: New Forms and Contests in the Era of Neoliberalism” Annual Review of Anthropology 39, pp. 347-360

Kuutma, Kristin

2012, “Communities and the Contested Politics of Representation” A Paper presented at the First Forum of ICH-Researchers held at La Maison des Cultures du monde, Paris, on June 3, 2012

Moghadam, V. and Manilee Bagheritari

2007, “Cultures, Conventions, and the Human Rights of Women: Examining the Convention for Safeguarding Intangible Cultural Heritage, and the Declaration on Cultural Diversity”, Museum Vol. 59 No. 4, pp. 9-18

[註]

- (1) ユネスコ (United Nations Educational, Scientific, and Cultural Organization) は人類の知的、倫理的連帯感の上に恒久的平和を築くことを目的として、1945年11月に創設された国際連合の専門機関である。アメリカ合衆国、カナダ、イギリス、フランス、中国などの国連加盟国37カ国によってユネスコ憲章が採択され、翌年には発効され、日本は1951年に60番目に加盟した。現在の加盟国数は195カ国であり、それらのメンバー国に加えて8カ国の準メンバー国が加盟している (UNESCO ホームページ)。
- (2) 和訳された「ユネスコ憲章」は文部科学省のホームページで検索可能である。
- (3) 正式な日本語訳は「世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約 (Convention Concerning the Protection of the World Cultural and National Heritage)」であり、本条約は世界の貴重な自然や文化財を保護する目的で、1972年にユネスコの総会で採択され、日本は1992年に125番目の締結国となった。2011年現在、188カ国が締結しており、世界各地の「顕著な普遍的価値 (Outstanding Universal Value)」をもつ自然遺産や文化遺産を「世界遺産」として登録し、保護・保存管理している。ユネスコ世界遺産は「自然遺産」「文化遺産」「複合遺産」に分けられるが、1992年には新たに「文化的景観」というカテゴリーが設けられたが、自然及び文化遺産の持つ価値や精神性、機能などの無形遺産の要素も含めた遺産を保護しようとするものである。
- (4) 全文は文部科学省ホームページに公開されているが、その中には「文化的多様性・文化性多元主義とアイデンティティー」「文化的権利」「国際的連携」などの文化政策に関わる重要なキーワードが示されている。
- (5) 「無形文化遺産の保護に関する条約 (Convention for the Safeguarding of the Intangible Cultural Heritage)」の全文は外務省のホームページで検索可能である。
- (6) 条約交渉における日本の関わりや具体的な条約策定プロセス、またその過程で起きた問題などの詳細は、その作業にあたった河野俊行氏が2004年3月に沖縄で行われたフォーラム「有形・無形の文化遺産の包括的アプローチ」の「基調講演」の中で説明している (河野 2004)。
- (7) 松浦晃一氏は1999年から2期 (10年間)、事務局長を務めた。
- (8) Belgium, France, Turkey, Belarus, Bulgaria, Estonia, Hungary, Romania, Bolivia, Brazil, Mexico, Peru, China, India, Japan, Viet Nam, the Central African Republic, Gabon, Nigeria, Senegal, Algeria, the Syrian Arab Republic, the United Arab Emirates, Mali

- (9) <http://www.unesco.org/culture/ich> により締結国の一覧を検索できる。
- (10) 七海氏はこの方式を「スケルトン構造」と呼び、運用指針により詳細を規定するこの方式が本条約の柔軟性を担保しているとしている。
- (11) 「代表リスト」と「緊急保護リスト」のいずれも、ユネスコ無形文化遺産課のホームページにビデオと共に紹介されている。
- (12) 日本ではすでに文化財保護法によって、必要な保護処置がなされている事実などから、日本政府は「代表リスト」に特化して登録申請を行っている。